

大和町 1

事業名	大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金
事業主体	大和町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	大和町内の対象区域に移住する子育て世帯が、住宅を購入・新築・リフォーム工事及び土地を購入した際に、補助金を交付します。																																					
補助対象要件	対象区域は、宮床地区・吉田地区・鶴巣地区・落合地区（市街化区域を除く）です。																																					
	補助対象者は、以下のいずれにも該当する方が要件となります。 (1)補助対象区域内に住宅の取得又は新築やリフォーム工事等を行なった方 (2)次のいずれかの居住要件に該当する方 ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した方 イ 町内の補助対象区域外の地区に居住し、当該地に転居した方 ウ 既に補助対象区域に居住しており、継続して補助対象区域内に定住する方 エ 上記のほか、補助対象区域外への居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した方 (3)申請日時点で高校生以下の子どもを扶養している方 (4)大和町に定住意志のある方 (5)地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある方 (6)世帯内に、暴力団員がいない方 (7)世帯内に、過去3年間町税等の滞納がない方 (8)過去に、この補助金の交付を受けたことがない方（申請者） そのほか、補助対象事業の要件もありますので、詳細はお問い合わせ下さい。																																					
補助金額等	(上限額) <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">補助の区分及び金額</th><th rowspan="2">要件等</th></tr><tr><th>転入</th><th>定住 (転居)</th></tr><tr><td rowspan="2">基礎額</td><td>住宅の取得・新築の場合 (リフォーム工事費用含む)</td><td>120万円</td><td>60万円</td><td>事業費の10%以内</td></tr><tr><td>リフォーム工事のみの場合</td><td>70万円</td><td>35万円</td><td>リフォーム工事費用の10%以内</td></tr><tr><td rowspan="2">加算額</td><td>子育て応援加算</td><td>20万円</td><td>10万円</td><td>2人以上高校生以下の扶養親族がいる場合</td></tr><tr><td>町内業者施工加算</td><td>30万円</td><td>15万円</td><td>全体事業費の2分の1以上で適用する</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">全体上限額</td><td>取得・新築</td><td>150万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>リフォーム</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。						種別	補助の区分及び金額		要件等	転入	定住 (転居)	基礎額	住宅の取得・新築の場合 (リフォーム工事費用含む)	120万円	60万円	事業費の10%以内	リフォーム工事のみの場合	70万円	35万円	リフォーム工事費用の10%以内	加算額	子育て応援加算	20万円	10万円	2人以上高校生以下の扶養親族がいる場合	町内業者施工加算	30万円	15万円	全体事業費の2分の1以上で適用する	全体上限額		取得・新築	150万円	75万円	リフォーム	100万円	50万円
	種別	補助の区分及び金額		要件等																																		
		転入	定住 (転居)																																			
基礎額	住宅の取得・新築の場合 (リフォーム工事費用含む)	120万円	60万円	事業費の10%以内																																		
	リフォーム工事のみの場合	70万円	35万円	リフォーム工事費用の10%以内																																		
加算額	子育て応援加算	20万円	10万円	2人以上高校生以下の扶養親族がいる場合																																		
	町内業者施工加算	30万円	15万円	全体事業費の2分の1以上で適用する																																		
全体上限額		取得・新築	150万円	75万円																																		
		リフォーム	100万円	50万円																																		
補助申請期間	随時受付																																					

その他	
ホームページ	https://www.town.taiwa.miyagi.jp/
お問合せ先	大和町まちづくり政策課 電話：０２２－３４５－１１１５ FAX：０２２－３４５－４８５２

大和町 2

事業名	大和町空き家・空き店舗バンク制度
事業主体	大和町

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	大和町内の空き家・空き店舗を活用し、移住・定住の促進や商業の振興による地域の活性化を図ることを目的に、町のホームページ上に空き家や空き店舗の物件情報を掲載し、「売りたい・貸したい」と考えている所有者と「買いたい・借りたい」という利用希望者との橋渡しをする事業です。
補助対象要件	
補助金額等	
補助申請期間	
その他	町は、ホームページ上で情報提供し、所有者と利用者の橋渡しをする役割です。売買又は賃貸借の交渉・契約に関わることは、当事者間で責任をもって協議していただきます。
ホームページ	https://www.town.taiwa.miyagi.jp/
お問合せ先	大和町まちづくり政策課 電話：０２２－３４５－１１１５ FAX：０２２－３４５－４８５２

事業名	大和町空き家住宅購入支援事業
事業主体	大和町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	町内に定住する意志のある若い世代が、建築後 20 年を経過した空き家を購入・建て替え・リフォーム工事及び空き家の土地を購入した際に補助金を交付します。																						
補助対象要件	対象区域は、大和町全域です。 補助対象者は、以下のいずれにも該当する方が要件となります。 (1)補助対象区域内に空き家及びその土地を取得した方 (2)前号の空き家等に居住するために転入又は転居した方 (3)次のいずれかの居住要件に該当する方 ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した方 イ 転居日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）当該地以外に居住し、当該地に転居した方 ウ 上記のほか、当該地以外の居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した方 (4)大和町に定住意志のある方 (5)地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある方 (6)世帯内に、暴力団員がいない方 (7)世帯全員に、過去3年間町税等の滞納がない方 (8)過去に、この補助金の交付を受けたことがない方 申請期限は、空き家を取得してから1年以内となります。 そのほか、補助対象事業の要件もありますので、詳細は担当窓口までお問合せ下さい。																						
補助金額等	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">補助の区分及び金額</th><th rowspan="2">要件等</th></tr><tr><th>転入</th><th>転居</th></tr><tr><td>基礎額</td><td>空き家及びその土地の取得</td><td>30 万円</td><td>15 万円</td><td>事業費の 5%が基礎額に満たない場合はその額とする</td></tr><tr><td>加算額</td><td>空き家バンク加算</td><td>10 万円</td><td>10 万円</td><td>大和町空き家バンク活用時</td></tr><tr><td colspan="2">全体上限額</td><td>40 万円</td><td>25 万円</td><td></td></tr></table> ※1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。		種別	補助の区分及び金額		要件等	転入	転居	基礎額	空き家及びその土地の取得	30 万円	15 万円	事業費の 5%が基礎額に満たない場合はその額とする	加算額	空き家バンク加算	10 万円	10 万円	大和町空き家バンク活用時	全体上限額		40 万円	25 万円	
	種別			補助の区分及び金額			要件等																
		転入	転居																				
基礎額	空き家及びその土地の取得	30 万円	15 万円	事業費の 5%が基礎額に満たない場合はその額とする																			
加算額	空き家バンク加算	10 万円	10 万円	大和町空き家バンク活用時																			
全体上限額		40 万円	25 万円																				
補助申請期間	随時受付																						

その他	
ホームページ	https://www.town.taiwa.miyagi.jp/
お問合せ先	大和町まちづくり政策課 電話：０２２－３４５－１１１５ FAX：０２２－３４５－４８５２

事業名	大和町空き家家財等片付け支援事業						
事業主体	大和町						
対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他
概要	大和町空き家・空き店舗バンクに登録する物件の片付け費用を町が補助します。						
補助対象要件	空き家の家財などの処分・搬出に係る費用 ※個人に対する賃金・謝礼などは対象外となります。 対象区域は、大和町全域です。 補助対象者は、以下のいずれにも該当する方が要件となります。 (1) 大和町空き家・空き店舗バンクに登録された物件の所有者等 (2) 物件を売却又は賃貸するまでの間、大和町空き家・空き店舗バンクに継続して2年間以上登録する意思を有する方 (3) 過去3年間市町村税等の滞納がない方 (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方 (5) 大和町暴力団排除条例(平成25年大和町条例第6号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない方 (6) 大和町暴力団排除条例(平成25年大和町条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団又は前項の規定による暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められない方 (7) その他、町長が適当と認める方						
補助金額等	補助対象費用の1/2(上限額10万円) ※千円未満切捨て						
補助申請期間	随時受付						
その他							
ホームページ	https://www.town.taiwa.miyagi.jp/						
お問合せ先	大和町まちづくり政策課 電話：022-345-1115 FAX：022-345-4852						

事業名	大和町水洗便所改造資金融資あっせん制度
事業主体	大和町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	大和町が金融機関の協力のもとに、便所の水洗化に伴い新たに合併処理浄化槽の設置や公共下水道へ接続するための資金を、金融機関から無利子で借りられるよう、町が融資あっせんを行う制度です。
補助対象要件	(1) 住宅（工場又は事業場及び賃貸住宅を除く）の所有者・占有者で、 くみ取り便所を水洗便所に改造する方。 (2) 町税、下水道受益者負担金を滞納していないこと。 (3) 融資資金の償還能力があること。 (4) 連帯保証人（市町村民税所得割納税者）が1名いること。
補助金額等	限度額 1戸につき70万円以内
補助申請期間	随時受付
その他	水洗化工事を指定工事店に依頼する時に申し込んでください。 (申請書は指定工事店に備えてあります。)
ホームページ	
お問合せ先	大和町上下水道課 電話：022-345-2850 FAX：022-345-0035

事業名	大和町戸別合併処理浄化槽整備事業
事業主体	大和町

対象者	☒ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者				
対象工事	☐ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☐ 購入				
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的に、町で浄化槽(本体)を設置し、事業費の一部を負担していただくものです。
補助対象要件	公共下水道及び農業集落排水事業区域を除いた区域内において、浄化槽を設置しようとする方で、以下の要件に該当する方。 ・申請者が居住する住宅であること。 ・他人の土地を使用するときはその同意が得られること。
補助金額等	本体設置に係る分担金 5人槽 90,000円 7人槽 100,000円 10人槽 130,000円
補助申請期間	申請随時受付
その他	
ホームページ	
お問合せ先	大和町上下水道課 電話：022-345-2850 FAX：022-345-0035